版 番 号　第１－１版
配付番号　　／0
平成 25 年 2 月 1日

排水設備等規格適合評価業務実施要領

制 定 日： 平成 25 年 2 月 1 日

文書番号：２－１

審　　査		承　認

公益社団法人 **日本下水道協会**
検査・ＪＩＳ登録認証センター規格検査課

公益社団法人日本下水道協会排水設備等規格適合評価業務実施要領

目　　次

第１節　総　　則 ---------- 1

目　　的 ---------- 1

用語の定義 ---------- 2

規格適合評価の対象及び業務の手順 ---------- 2

規格適合評価の条件 ---------- 2

第２節　規格適合評価の申請 ---------- 2

情報の提供、業務時間等 ---------- 2

申請者 ---------- 3

申請者への要求事項 ---------- 3

規格適合評価の区分等 ---------- 4

規格適合評価の申請 ---------- 4

申請書等の確認 ---------- 6

第３節　規格性能試験機関 ---------- 6

規格性能確認と試験機関 ---------- 6

規格性能試験機関の指定 ---------- 6

指定の継続管理 ---------- 7

規格性能試験機関の試験実施及び結果 ---------- 7

第４節　要員の職務及び服務等 ---------- 7

要員の職務 ---------- 7

技術専門家の配置及び資格基準 ---------- 9

外部技術専門家の報酬額 ---------- 9

職務の遂行 ---------- 9

信用の保持 ---------- 10

機密の保持 ---------- 10

第５節　評価委員会 ---------- 10

委員会の設置 ---------- 10

審　議 ---------- 10
委員の構成及び定数 ---------- 10
委員の委嘱 ---------- 11
委員の任期 ---------- 11
委員長及び副委員長 ---------- 11
会議の招集 ---------- 11
定足数、議決等 ---------- 12
評価結果の判定 ---------- 12
規格適合の可否の決定 ---------- 12
議事録の維持 ---------- 12
機密の保持 ---------- 12
委員会の事務局 ---------- 12
第 6 節　実施方法 ---------- 12
事前相談 ---------- 12
審査の実施方法 ---------- 12
規格適合評価基準 ---------- 13
規格適合評価試験方法 ---------- 14
第 7 節　規格適合評価の可否の決定 ---------- 14
規格適合評価の可否の判定 ---------- 14
規格適合評価の可否の決定 ---------- 14
規格適合評価書の交付等 ---------- 14
規格適合評価申請の取下げ等 ---------- 14
第 8 節　規格適合評価審査料及び規格性能試験機関調査料 ---------- 15
規格適合評価審査料 ---------- 15
規格性能試験機関調査料 ---------- 15
審査等に要する費用 ---------- 15
納入金額の納入等 ---------- 15
第 9 節　その他 ---------- 15
書類等の管理及び保管 ---------- 15
その他 ---------- 15

第１節　総　　則

（目　的）
第１条　この要領は、**公益社団法人日本下水道協会排水設備等規格適合評価業務規程**（平成24年規程第２号。以下「**規程**」という。）に規定する公益社団法人日本下水道協会（以下「本協会」という。）が行う排水設備等に関わる規格適合評価の手順及び評価に係る業務の実施の方法について具体的に定めることを目的とする。

（用語の定義）
第２条　この要領において使用する主な用語及び定義は、原則として、**適合性評価－用語及び一般原則**(JIS Q 17000)によるほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

一　規格適合評価　ディスポーザ排水処理システムの**JSWAS K-18**に対しての評価をいう。

二　適合評価　戸建住宅用、集合住宅用、一般業務施設用及び特定業務施設用のディスポーザ排水処理システムの**JSWAS K-18**に対しての規格適合評価をいう。

三　適合同等性評価　規格化(**JSWAS K-18**)前に**ディスポーザ排水システム性能 基準(案)平成16年**(以下「**性能基準(案)平成16年**」という。)を用いて適合評価された戸建住宅用、集合住宅用、一般業務施設用及び特定業務施設用のディスポーザ排水処理システムに対しての規格適合評価をいう。

四　JSWAS　「Japan Sewage Works Association Standard」の略。本協会が定める規格をいう。

五　指針等　本協会が発行する**下水道排水設備指針と解説**及び**ディスポーザ排水システム性能基準（案）**をいう。

六　型　式　規格適合性評価の対象となるディスポーザ排水処理システムのディスポーザ部及び排水処理部の構造の名称をいう。

七　規格検査課　排水設備品の認証業務を行う部所で、検査・JIS登録認証センター(以下「認証センター」という。)の担当課をいう。

八　規格要求事項　**JSWAS K-18**の3.性能、4.構造等に規定された事項をいう。

九　申請者　排水設備品の製造業者、輸入業者及び販売業者の当該製品が**JSWAS K-18**に該当するもので、規格適合評価を受けることを本協会に対して求める者をいう。

十　規格適合取得者　本協会から規格適合評価の承認を受けた者をいう。

ﾄｰ　規格性能試験機関　ディスポーザ排水処理システムのディスポーザ部及び排水処理部に関する規格要求事項の性能試験を実施する本協会が指定した第三者試験機関をいう。

ﾄﾆ　規格適合評価審査料　JSWAS K-18に基づく型式製品の規格適合評価に係る受付事務、申請書及び添付書類の書類審査、排水設備関連規格適合評価委員会による審査等に要する費用をいう。

（規格適合評価の対象及び業務の手順）

第３条　本協会は、排水設備に関係するものとして、JSWAS K-18に基づく型式を評価の対象とするものとする。

2　本協会の規格適合評価業務の手順（諸手続きを含む。）は、**別記02-01** によるものとする。

（規格適合評価の条件）

第４条　本協会は、規格適合評価業務に関する規定に基づき行う規格適合評価審査の結果、型式がJSWAS K-18に適合していることが確認できた場合に、当該型式が当該規格に適合したものとする。

第２節　規格適合評価の申請

（情報の提供、業務時間等）

第５条　本協会は、申請者に規格適合評価に関する手順、規格適合の要求事項（ディスポーザ部又は排水処理部の構造及び性能に関する規格適合評価方法、手数料等をいう。）及び申請者の権利又は規格適合取得者の義務等を記載した書面を提供するものとする。

2　本協会は、申請者から**前項**の書面提供ほか、追加情報の提供を求められた場合は、要求範囲が、この要領と関連するときは、必要とされる規格適合評価に係る説明資料として、必要なものを提供するものとする。

3　本協会は、規格適合評価の手順に関する、次のｲからﾊまでに掲げる情報については、要請に応じ、出版物、電子媒体その他の方法によって、いつでも提示できるようにしておくものとする。

なお、これらの情報については、原則として本協会のホームページに掲載して公表するものとする。

ｲ　規格適合評価を行うことが求められてから登録するか否かを決定するまでの事務手続きの概要及びそのために要する標準的な期間。

ﾛ　規格適合の取消しに関する事務手続きの概要。

ﾊ　規格適合評価に関する料金の算定方法。

4　**前項**の業務時間は、午前９時00分から午後５時15分までとする。

5　休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日（**国民の祝日に関する法律**（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）及び年末年始（１月２日、３日、12月29日から31日まで）とする。

6　本協会は、本協会の理事長（以下「理事長」という。）が規格適合評価業務を遂行するために必要と認めた場合は、**前２項**の規定にかかわらず、業務時間外又は休日に規格適合評価業務を行うものとする。

7　本協会は、規格適合評価業務における事業運営を公表し、その活動を行うすべての供給者に差別のない規格適合評価業務のサービスを提供するものとする。

8　本協会は、規格適合評価の申請手続きについて相談があった場合は、差別なく丁寧に対応し、説明するものとする。また、その他文書化されていない慣例的な事項についても差別のないものとする。

（申請者）
第６条　本協会は、**第３条**に掲げる製品の製造業者、販売業者、輸入業者等からの規格適合評価の申請を受け付けるものとする。

（申請者への要求事項）
第７条　本協会は、次の各号に掲げる事項を申請者に要求するものとする。

－　規格適合評価に関する、次の**ｲ**から**ﾊ**までに掲げる事項に常に適合していること。

ｲ　JSWAS K-18

ﾛ　本協会が発刊する**ディスポーザ排水システム性能基準(案)平成25年**(以下「**性能基準(案)平成25年**」という。)及びディスポーザ排水処理システム関連法令(**水道法、建築基準法、下水道法、電気用品安全法等**)、**関連基準**(**日本工業規格（以下「JIS」という)、空気調和・衛生工学会規格、同学会給排水設備基準、下水道排水設備指針等**)の該当箇所

ﾊ　本協会が定めた要求事項（評価審査料等)。

ﾆ　規格適合評価については、評価の対象となった型式範囲のみを登録されていることとして表明すること。

ﾎ　規格適合の取消しの場合は、規格適合に言及しているすべての宣伝、広告等を中

止し、本協会の要求に従って規格適合評価書を返却すること。

四　本協会が交付(発行)した規格適合評価書に関してその一部として誤解を招くような方法で使用しないこと。

五　書類、パンフレット、宣伝・広告等の媒体で規格適合評価に触れる場合は、本協会の要求事項に従わなければならないこと。

（規格適合評価の区分等）

第８条　本協会は、申請者が希望する規格適合評価の対象となる製品の評価、用途及び申込み区分については、本協会が定める規格適合評価業務に関する規定に基づき申請者と調整して決定するものとする。

2　構造の区分は、次のイ又はハに掲げる事項のいずれかとすることができるものとする。

イ　ディスポーザ部

ロ　排水処理部

ハ　ディスポーザ部・排水処理部(機械処理タイプ)

3　評価の区分は、次のイ又はロに掲げる事項のいずれかとすることができるものとする。

イ　適合評価

ロ　適合同等性評価

4　用途の区分は、次のイからニに掲げる事項のいずれかとすることができるものとする。

イ　戸建住宅用

ロ　集合住宅用

ハ　一般業務施設用

ニ　特定業務施設用

5　申込区分は、新規、追加・変更、更新及びその他の4区分とする。

（規格適合評価の申請）

第９条　本協会は、規格適合評価の申請については、随時、受け付けるものとし、規格適合評価業務の範囲において、すべての申請を受け、正当な理由がある場合を除き、差別なく処理するものとする。

なお、**第６条**の申請者以外の申請は、受理しないものとする。

2　申請者は、次のイからハまでに掲げる事項を記載した「日本下水道協会規格適合

評価申請書」（**別記様式02-001**）を本協会に提出しなければならないものとする。

イ　申請者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名を含む。）、及び住所

ロ　規格適合評価を申請する件名及び型式名

ハ　申込区分、評価区分、用途区分及び構造区分

3　前項の申請書には、次の**イ**から**ヲ**に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

イ　ディスポーザ排水処理システム規格適合評価申請概要書(**別記様式02-002**)

ロ　規格性能試験機関で実施したディスポーザ排水処理システム-ディスポーザ部・排水処理部- **JSWAS K-18** ディスポーザ部又は排水処理部　○○○型式 性能試験結果報告書(**別記様式02-003**又は**02-004**)

ハ　ディスポーザ排水処理システム　ディスポーザ部又は排水処理部の構造評価(自己評価)(**別記様式02-005**又は**別記様式02-006**)

ニ　構造・機能説明書(ディスポーザ部及び排水処理部を構成する各単位装置の構造・機能上の特徴をフローシート順に、図やイラスト等を併用して理解しやすく説明した資料)

ホ　設計基準(各単位装置の容量・滞留時間や付帯設備の能力等を決定付ける基準{基準式や設定負荷等}を示す資料)

ヘ　材料・材質及び機械設備の仕様(主要設備部分の材料、材質及び機械設備についての資料{機械リストでも可})

ト　技術資料

チ　試験に供する試験槽図面(詳細図含む)

リ　施工要領書(システム全体の工事､設置に関しての設置・施工要領(工事説明)等、工事前の手続き、工事準備等から始まりシステム試運転、顧客への引き渡しまでを説明した要領書)

ヌ　取扱説明書

ル　維持管理要領書(①維持管理体制　委託管理を行う場合、システムを製造又は販売する者と維持管理事業者との管理体制を明確にし、維持管理事業者の業務体制を説明する資料を添付すること。特に、事故や故障により緊急に対応が必要な場合の連絡体制及び対応内容、責任分担の明確化を図ること。又、使用者による維持管理が必要となるものについては、日常の使用者留意事項への対応・体制に関

する資料を添付すること。②各単位装置の運搬方法及び管理上注意すべき事項をフローシート順に記述する。③維持管理に関する資料として維持管理の方針とその具体的対策及び維持管理に関する組織図

ヲ　**ｲ**から**ﾙ**の概略をまとめた資料

（申請書等の確認）

第10条　本協会は、申請者から提出された申請書等について、次の各項に掲げる事項により受理の有無の確認を行い、「規格適合評価申請書の受理について（お知らせ）」（**別記様式02-007**）又は「規格適合評価の不受理について（お知らせ）」（**別記様式02-008**）により申請者にその結果を通知するものとする。

なお、申請書等に不備がある場合は、申請者と協議し、申請書等を完全にしたのち、改めて本協会に申請書等を提出するよう依頼するものとする。

－　**第３条第1項**に定める評価の対象範囲であること

ﾆ　申請書等の全般的記述についてチェックを行い、不備がないこと。この場合において、不備が確認された場合は、その内容を申請者に伝えるとともに、申請書等の修正等を依頼する。また、申請者から申請に関する追加説明を求められた場合は、申請者に説明を実施する。

ﾎ　申請者との間に生じる理解に違いがないこと。

第３節　規格性能試験機関

（規格性能確認と試験機関）

第11条　本協会は、**JSWAS K-18**に規定する規格適合要求の性能確認を実施するための試験機関(国立、公立、特殊法人、公益法人等の第三者試験機関)を指定するものとする。

（規格性能試験機関の指定）

第12条　規格検査課は、規格性能試験機関の指定を行うにあたっては、**別記02-02**に示す手順により、申請のあった規格性能試験機関候補の性能試験の管理レベル及び技術能力を調査するものとし、調査する項目は、使用する性能試験設備の名称、機数、精度、処理能力等の項目について、「規格性能試験機関の試験所チェックリスト」（**別記様式02－009**)に基づいて調査し決定するものとし、調査結果については「規格性能試験機関新規調査表(**別記様式02－010**)に記録するものとする。

2　認証センターの規格検査課の課長（以下「課長」という。）は、**前項各号**の調査の結果を認証センターの所長（以下「所長」という。）に報告し、所長は、当該結果を総合的に判断して指定の可否を決定するものとする。

なお、申請のあった試験機関について、必要に応じて評価委員会に諮ることとする。

3　規格検査課は、**前項**において試験機関の指定が決定された場合は、速やかに「規格性能試験機関指定リスト」（**別記様式02-011** 以下「指定リスト」という。）に登録するものとする。

なお、当該試験機関から一部変更の申し出があった場合は、協議のうえ、双方に支障がない範囲で変更することができるものとする。

（指定の継続管理）

第13条　**前条第2項**で決定した指定については、最大1年間は有効とし、毎年12月に指定を継続するか否かを再評価するものとする。ただし、この間、**次条各項**に規定する発注が行われなかった場合は、この限りでない。

2　課長は、**前項**の再評価にあたっては、試験実績、試験の精度水準、精度要求事項トラブル、要求事項への対応及び試験の成績トラブルへの対応を調査し、その調査の結果については、「試験機関継続調査表」（**別記様式02-012**）に記録するものとする。

3　課長は、**前項**の調査において取引継続は可能であるが、試験の精度水準及び監査又は技術指導が必要と判断した場合は、規格性能試験機関に対して監査又は技術指導を行うものとする。

4　規格検査課は、**第2項**の記録をもとに認定リストを見直し、課長の承認を得るものとする。

(規格性能試験機関の試験実施及び結果)

第14条　規格性能試験機関が**JSWAS K-18**に規定する規格適合要求の性能試験を実施するときは、**JSWAS K-18**の**5.試験方法**に基づき試験を実施する。

2　規格性能試験機関は、試験結果を「ディスポーザ排水処理システム-ディスポーザ部・排水処理部- **JSWAS K-18**　ディスポーザ部又は排水処理部　○○○型　性能試験結果報告書」（**別記様式02－003**又は**様式02-004**）にとりまとめて申請者に報告するものとする。

第4節　要員の職務及び服務等

（要員の職務）

第15条　理事長は、規格適合評価業務の最高責任者として、次の各号に定めるところによる責任と権限とを有するものとする。

ｰ　規格適合評価業務の運営方針の立案及び策定に関すること。

ﾆ　**排水設備関連規格適合評価委員会**(以下「**評価委員会**」という。)により決定された方針の実施に関すること。

ｻﾝ　規格適合評価業務に係る経営資源の割振りの監督に関すること。

ｼ　必要に応じて、規格適合評価業務に係る特定の活動を行う委員会又は個人への権限の委譲に関すること。

ｺﾞ　規格適合評価を授与するための、次のｲ及びﾛに掲げる技術的基盤に関すること。

ｲ　技術的な判断基準。

ﾛ　技術的能力を有する人材。

ﾛｸ　評価委員会の設置、開催並びに委員の委嘱、変更及び解職に関すること。

ﾅﾅ　規格適合評価業務に係る職員等への辞令の交付等に関すること。

ﾊ　この規定の制定、改廃原案の承認、維持及び管理に関すること。

2　理事長は、次の各号に定める事項に関する権限を所長に委任するものとする。

ｰ　規格適合評価業務の日常の運営、維持及び管理に関すること。

ﾆ　JSWAS K-18に定められた規格適合評価の基準に定められた試験及び評価に関すること。

ｻﾝ　評価委員会の評価を経て決定された評価の授与に関すること。

ｼ　規格適合評価業務の円滑な運営について、認証センターの所属職員の指揮・統括及び考課・配置に関すること。

ｺﾞ　外部の規格性能試験機関の指定に関すること。

ﾛｸ　規格適合評価するための技術的基盤を有するための技術的な判断基準及び技術的能力を有する人材の教育及び訓練に関すること。

ﾅﾅ　規格適合評価業務についての報告及び意見具申に関すること。

ﾊ　認証センターの代表者として、評価委員会への参画に関すること。

3　課長は、所長の指揮・命令に従い、次の各号に掲げる事項について、所属職員を指揮・監督し、これらを処理するものとする。

ｰ　規格適合評価業務に係る文書及び記録の管理、手数料等の請求事務等を行うこと。

ﾆ　規格適合評価に係る申請受付業務、この規定の作成、規格適合評価業務の実務等

を行うこと。

4　技術専門家は、所長の指揮及び助言に従い、規格適合評価に係る申請受付業務(性能基準、性能試験方法、評価範囲等のうち技術的な内容確認)、評価委員会での技術関係資料の整備を行うものとする。

5　理事長が決定した規格適合評価業務に係る事項については、所定の手続きを経ない限り、他の機関や他の者の影響により覆すことはできないものとする。

(技術専門家の配置及び資格基準)

第16条　認証センターには、規格適合評価に係る業務に対する専門的な助言を受ける内部及び外部の技術専門家を置くことができるものとする。

2　**第１項**の内部の技術専門家(本協会の職員をいい、以下「内部技術専門家」という。)及び外部の技術専門家(以下「外部技術専門家」という。)の資格基準は、次の**ｲ**及び**ﾛ**に掲げるところによるものとする。

ｲ　内部技術専門家は、**JSWAS K-18**、下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)、ディスポーザ排水処理システム関連法令等に関する十分な知識を有する下水道の技術資格者であると所長が認めた者とする。

ﾛ　外部技術専門家は、**JSWAS K-18**、下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)、ディスポーザ排水処理システム関連法令、規格適合評価業務に関する専門的な知識を有し、理事長が**第５節第22条各項**の規定に準じて委嘱した者で、「外部技術専門家業務請負契約書」(**別記様式02－020**)をもって本協会と下請負契約を締結した者とする。

(外部技術専門家の報酬額)

第17条　外部技術専門家の報酬額は、「外部技術専門家業務請負契約書」に定める金額によるものとする。

(職務の遂行)

第18条　認証センターの所属職員（課長及び派遣職員を含む。以下同じ。）は、所長の指示に従い、規格適合評価に係る諸規定を遵守し、公平、中立、かつ、厳正に規格適合評価業務を遂行しなければならないものとする。

2　所長及び所属職員（以下「職員」という。）は、申請者又は規格適合取得者から信頼を得られるように規格適合評価業務を行うものとする。

3　職員は、過去２年間の間に申請者又は規格適合取得者に在籍したことがないものとし、また、規格適合評価に係るコンサルタント業務に携わっていないものとする。

4　理事長及び職員は、評価の結果を左右しかねないような営業上、財政上及びその他の圧力に影響を受けてはならないもとし、また、影響を及ぼしてはならないものとする。

（信用の保持）
第19条　要員は、規格適合評価業務の信用を傷付け、また、本協会の不名誉となるような行為を行ってはならないものとする。

（機密の保持）
第20条　要員は、規格適合評価業務の活動上知り得た情報の秘密保持を遵守するものとする。その職を退いた者も同様とする。ただし、申請者又は規格適合取得者との規格適合評価に係る情報及び認証センターが第三者から適法に取得した情報については、この限りでない。

2　要員は、**規程**又は**関係法令**等で求められる場合を除き、ある特定の製品、申請者又は規格適合評価取得者に関して規格適合評価活動の過程で得られた情報については、当該申請者又は規格適合取得者の書面での同意がない限り第三者に開示しないものとする。

なお、認証センターは、**関係法令**等で第三者に情報を開示するように要求されている場合は、**関係法令**等の規定に従って開示する情報を当該申請者又は規格適合取得者に通知するものとする。

3　要員は、占有又は管理する認証センター及び申請者等に関連する、すべての有形物、計画書、設計書、コンピュータプログラム、コンピュータデータ、試算リスト、記録物、手紙、各種報告書、その他すべての資料（起案書及決裁書を含む。）等を漏洩してはならないものとする。

第５節　評価委員会

（委員会の設置）
第21条　本協会は、規格適合評価業務の公平性、中立性及び独立性を確保するため、常設の**評価委員会**を置くものとする。

（審　議）
第22条　評価委員会の審議は、下水道又は浄化槽に接続するディスポーザ排水処理システム(以下「システム」という)が、**JSWAS K-18**の規定に基づいた規格適合評価に係る要求事項に適合しているか否かについて評価するものとする。

(委員の構成及び定数)

第23条　委員会の委員(以下、この節において「委員」という。)の構成は、システムの規格適合評価を正確に評価するため、学識経験者、下水道の見識者、評価の見識者、使用者代表により構成し、定数は、学識経験者2名以内、下水道の見識者2名以内、評価(審査)の見識者2名以内、及び使用者代表2名以内の合計8名以内とするものとする。

2　**前項**に規定する委員のほか、該当するシステムの申請者及び規格性能試験機関を説明者として委員会に参加させることができるものとする。ただし、当該説明者は、議決権を持たないものとする。

(委員の委嘱)

第24条　委員は、公平性を保つために特定の利害関係を優先せず、利害関係の均衡を考慮して、理事長が委嘱するものとする。この場合において、理事長は「本協会の委員会委員の委嘱について(依頼)」(**別記様式02-013**)により当該委嘱を依頼するものとする。ただし、委員の適格性については、次のｲからﾊまでに掲げる事項を満足しているものとする。

ｲ　公平及び中立な言動並びに適格な判定が行えること。

ﾛ　JSWAS K-18に基づいた型式試験(性能試験)及び構造について、一定の知見があること。

ﾊ　規格適合評価について、一定の知見があること。

2　委員は、**前項**の委嘱に同意する場合は、理事長に「委員承諾書」(**別記様式-014**)を提出するものとする。

(委員の任期)

第25条　委員の任期は、原則として２年とする。ただし、再任することができるものとし、委員が欠けた場合は、同一構成に係る委員を新たに委嘱し、その任期は、前任者の残任期間とするものとする。

2　委員は、任期中に不当に解職されることのないように、理事長により、その地位を保全されるものとする。ただし、委員が不当な行為を行い、その結果、本協会の信用を失墜させた場合又は社会的信頼性に影響を及ぼしかねない場合に限り、該当委員を除く委員において審議のうえ、その進退を決定するものとする。

(委員長及び副委員長)

第26条　委員会に委員長１名及び副委員長１名を置き、委員の互選により定めるものとする。

2　委員長は、委員会の議事運営を掌理するものとする。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会議の招集)
第27条　理事長は、必要の都度、委員会を招集するものとする。ただし、委員長は理事長に委員会の招集を求めることができるものとする。

2　理事長は、委員会を招集の都度、事前に各委員が申請者又は規格適合評価取得者との利害抵触に絡んでいないか否かを確認し、万一、利害抵触に絡んでいる委員が該当した場合は、当該委員を除外するとともに、当該招集した委員会にあっては、当該委員に代わる代理人を充てることができるものとする。

（定足数、議決等）
第28条　委員会の定足数は、過半数とするものとする。この場合において、委員の構成を考慮し、所長が適任と判断したときは、代理出席を認めることができるものとする。

2　委員会の議決は、原則として全会一致によるものとする。

（評価結果の判定）
第29条　規格適合評価に係る性能試験結果、構造に関する評価(第三者及び自己評価)及び技術資料等に基づく判定は、次のｲ及びﾛまでに掲げる事項について行うものとする。

ｲ　戸建住宅、集合住宅用一般業務施設及び特定業務施設用のディスポーザ部又は排水処理部の規格適合評価に対する判定。

ﾛ　戸建住宅、集合住宅用一般業務施設及び特定業務施設用の排水処理部の規格適合同等性評価に対する判定。

2　委員会は、申請者から提出された「性能試験結果報告書」、「構造に関する評価書及び技術資料書」及び関連情報に基づき、**JSWAS K-18**に係る要求事項に照らし合わせて審議し、適合しているか否かを判定しなければならないものとする。

（規格適合の可否の決定）
第30条　理事長は、**前条第２項**の規定による委員会の判定結果に基づき、規格適合の可否を決定するものとする。

（議事録の維持）
第31条　規格検査課は、委員会の議事録(議事概要)を作成して維持するものとし、必要な事項については、関係者に書面をもって通知するものとする。

（機密の保持）
第32条　委員は、職務上知り得た情報及び委員会の審議内容を他に漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とする。

（委員会の事務局）
第33条　委員会の事務局は、規格検査課が担当するものとする。

第６節　実施方法

（事前相談）
第34条　申請予定者は、試験方法と性能基準に関して規格適合評価申請書の提出前に、事前相談をすることができる。

（審査の実施方法）
第35条　本協会は、規格適合評価申請書を受理した後、速やかに当該申請者に係るシステムが**JSWAS K-18**に適合しているか否かの審査を行うものとする。

2　評価委員会は、当該規格適合評価の申請に係る提出図書をもって審査を行い、必要なときは申請者及び規格性能試験機関に説明を求めるものとする。

3　評価委員会は、審査上必要あるときは、追加資料等による調査を行うことができる。

（規格適合評価基準）
第36条　JSWAS K-18の**3.性能**及び**4.構造**に基づき適合評価を行うものとする。

2　ディスポーザ部は、**前項**の他に家庭用に供されるものは、**電気用品安全法**に基づく型式認定を取得しているものとする。また、非電気式のディスポーザに関しては、**電気用品安全法**で規定するものと同等の安全性を有するものとする。その他に所定の**法令**や**ＪＩＳ**に適合し、かつ、取扱い説明が明確等、使用者への配慮が充実しているものとする。

3　排水処理部は、**第１項**の他に生物処理タイプは排水処理部からの処理水負荷と引抜汚泥負荷を荷重平均した水質を総流出水とし、各水質項目における総流出水の全データが総流出水基準を満足するものとする。但し、生ごみを一般ごみとして回収できる装置(一般ごみ分離部)等がある場合は、それら一般ごみ分離部に貯留された一般ごみは引抜汚泥負荷に加算しないものとする。

また、機械処理タイプは、排水処理部からの処理水の水質を総流出水とし、各水温、水質項目における総流出水の全データが「排水処理部からの総流出水基準」満足するものとする。

更に、生物処理タイプは、上記、総流出基準を満足するとともに、排水処理部からの処理水質が各水温、各水質項目において、それぞれ処理水質全データの75%が「生物処理タイプの処理水質基準」を満足するものとする。

業務用タイプは、排水処理部からの処理水の水質が各水温、各水質項目において、それぞれ処理水質全データの75%が「業務用タイプの処理水質基準」を満足するものとする。

3　構造部は、**第１項**の他に機械処理タイプと組み合わせるディスポーザ部は、排水処理部を容易に切り離すことにより、ディスポーザを単体として使用できない構造とするものとする。

又、騒音及び振動については、(財）ベターリビング**標準的評価方法基準・ディスポーザ排水処理システム**において規定がなされているので参考とする。

（規格適合評価試験方法）
第37条　ディスポーザ部及び排水処理部の性能試験は、**JSWAS K-18**の**5.試験方法**に基づいた試験方法であること。

第 7節　規格適合評価の可否の決定

（規格適合評価の可否の判定）
第38条　本協会は、規格適合の可否の判定を行うため、評価委員会の開催準備を行うものとする。

2　理事長は、**前項**の開催準備が整ったときは、評価委員会を招集するものとする。

3　**評価委員会**は、**前節**、**第34条の**規格適合評価基準に基づき、「規格適合評価報告書」(**別記様式02-015**)を作成し、規格適合評価に係る要求事項に適合しているか否かを判定するものとする。

4　規格検査課長は、**前項**の**評価委員会**の判定結果については、速やかに理事長に報告するとともに、本協会は、当該評価委員会の議事録(議事概要)を作製し、これを保管及び管理するものとする。

（規格適合評価の可否の決定）
第39条　理事長は、**前条第４項**の報告による**評価委員会**の判定結果に基づき規格適合の可否を決定するものとする。

2　本協会は、**前項**で決定された規格適合の可否については、「規格適合の決定について(お知らせ)」(**別記様式02-016**)又は「規格適合不可の決定について(お知らせ)」(**別記様式02-017**)により、その旨を申請者に通知するものとする。

（規格適合評価書の交付等）
第40条　本協会は、「規格適合の決定について(お知らせ)(**別記様式02-016**)」をもって通知した申請者には、当該申請書に係るシステムが**JSWAS K-18**に規定する要求事項に

適合していると認め、「規格適合評価書」（**別記様式02-018**）を交付するものとする。

（規格適合評価の有効期間及び更新）
第41条　規格適合評価書の有効期間は、５年間とする。

2　更新は、原則、有効期間５年を超えるもので、各単位装置の概要及び諸元が当初と同一で、適合評価の範囲及び内容に変更がない場合は、更新ができるものとする。

（規格適合評価申請の取下げ等）
第42条　申請者は、自己の都合により規格適合評価書の交付又は通知書による通知の前に規格適合評価の申請を取り下げるときは、その旨及び理由を記載した「申請取下げ届け」（**別記様式02-020**）を本協会に提出する。

第 8 節　規格適合評価審査料及び規格性能試験機関調査料

（規格適合評価審査料）
第43条　規格適合評価審査料は、**JSAWS K-18**に基づく規格適合評価に係る受付事務、申請書、添付書類の書類審査及び**評価委員会**による審査等に要する費用として、１型式を１件とするものとする。

（規格性能試験機関調査料）
第44条　規格性能試験機関調査料は、規格性能試験機関の性能試験管理レベル及び技術能力を調査に要する費用として、公益社団法人日本下水道協会の旅費規程に基づき交通費、宿泊費及び日当を請求することができるものとする。

（審査等に要する費用）
第45条　申請者又は規格適合取得者が本協会に納入する**第43条**に掲げる費用は、**別記02-03** に掲げる金額に必要件数を乗じた金額とするものとする。

（納入金額の納入等）
第46条　申請者、規格適合取得者又は規格性能試験機関は、本協会が指定する納入期日までに納入金額を本協会が指定する金融機関に払い込まなければならないものとする。

2　**前項**の納入金額を金融機関から振り込む場合の振込み手数料については、申請者、規格適合取得者又は規格性能試験機関が負担するものとする。

3　納入金額については、正当な理由がある場合を除き、返還しないものとする。

第9 節　そ の 他

（書類等の管理及び保管）
第47条　この要領に係る書類等については、**公益社団法人日本下水道協会排水設備等認**

証文書及び記録管理内規(案)の規定に従って管理及び保管するものとする。

（その他）
第48条　この要領に定めのない事項については、**規程**及び本協会の通常の事務処理例に準じて処理するものとする。

附　　則（平成25年要領第7 号）

（施　行）
1　この要領は、平成 25 年 2 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。